

令和4年9月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年9月6日(火)
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時28分
- 5 出席した教育長及び委員  
花田 忠雄 教育長  
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)  
河野 真理子 委員(第二教育長職務代理者)  
吉田 勝明 委員  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員  
教育局長 田代 文彦  
県立高校改革担当局長 杉山 正行  
教育参事監 宮村 進一  
総務室長 市川 秀樹  
行政部長 大場 勇人  
指導部長 濱田 啓太郎  
支援部長 古島 そのえ  
生涯学習部長 吉田 美和子  
企画調整担当課長 櫻山 周  
管理担当課長 高橋 敦  
行政課長 増田 慎  
教職員企画課長 田村 暢  
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹  
厚生課長 伊藤 聡  
参事兼高校教育課長 増田 年克  
保健体育課長 富澤 桂子  
子ども教育支援課長 下反 達二  
特別支援教育課長 片山 葉子  
生涯学習課長 信太 雄一郎  
文化遺産課長 菅原 一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

## 教育委員会 9月定例会 会議日程

日時 令和4年9月6日（火）9時30分から  
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第1

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 定教第26号議案 | 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則   |
| 定教第27号議案 | 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則 |
| 定教第28号議案 | 人事案件について                          |

#### 日程第2

- |      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 報第5号 | 令和4年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県学校給食優良学校等表彰）について |
|------|---------------------------------------|

### 2 協議・報告事項

- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 報告1 | 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について |
| 報告2 | 県指定天然記念物及び名勝について            |

## 教育委員会 9月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 9月定例会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。  
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。  
本日の会議録署名委員でございますが、下城委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

下城委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則」ほか2件の付議案件がございます。  
また、日程第2として「令和4年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県学校給食優良学校等表彰）」についての報告案件がございます。  
さらに、協議・報告事項として「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」ほか1件の報告がございます。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第28号議案は人事に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思います。  
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員、よろしくお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第1の定教第26号議案に入ります。

定教第26号議案 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則  
説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル01「定教第26号議案」をお開きください。定教第26号議案「神奈川県立

高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

「定教第 26 号議案」のページ 1/8 をご覧ください。県立の高等学校、特別支援学校及び中等教育学校に総括校長を導入するため、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則ほか 2 規則について、所要の改正をいたしたく提案をするものです。ページ 2/8 から 7/8 には、改正規則案及び各新旧対照表を添付しておりますが、具体的な内容については、ページ 8/8 「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の概要」をご覧ください。

それでは、ご説明させていただきます。「1 改正の趣旨」については、教育課題に関する校長への指導・助言や経験の浅い校長の人材育成などの役割を担う新たな校長職として総括校長を県立学校に導入するため、所要の改正を行うものです。

次に「2 改正の内容」ですが、見出し及び第 1 項として、教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができること、第 2 項として、総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命すること、第 3 項として、総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校の校長と相互に協力し、資料記載の「ア」から「ウ」に掲げる職務を行うこと、第 4 項として、前 3 項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定めることを規定します。また、改正規則ですが、資料記載の校種ごとの三つの管理運営に関する規則を対象としております。

「3 施行期日」については、令和 5 年 4 月 1 日から施行したいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

下城委員                    それでは、質問がございましたらお願いいたします。

笠原委員                    2 点お願いいたします。まず 1 点目なのですが、この改正を見ると「教育委員会が指定する学校に総括校長を置く」となっているのですが、その場合、東京都では、その学校の課題に対応するような形で置くというふうに承知しているのですが、神奈川県の場合には、その学校の学校課題に対応するために総括校長を置くのではなくて、「教育委員会が指定する」というふうな形なのですが、やはりそれはその学校に置くという形をとらないと置けないものなののでしょうか。

教職員人事課長            総括校長は、いわゆる学校教育法の校長の中から総括校長の職を任命することになりますので、校長は、当然ながら学校に置かれるものということになりますので、学校の中に置く校長の中から総括校長を任命するという形になります。笠原委員がおっしゃるとおり、東京都の場合は学校そのものに着目して学校を指定する形を取っていますが、本県の場合は、総括校長の役割が先ほどご説明させていただいた役割になりますので、学校そのものというよりは、その校長の適性というか資質というか、そういったところに着目して学校を指定する形を考えております。

笠原委員           もう1点なのですが、この規則を「できる規定」にした理由は。

教職員人事課長   「できる規定」にした一つとしては、当然ながら全ての学校に総括校長を置くわけではありませんので、県立学校169校の中から置くことができるという、一部に置くということがあります。あともう1点は、これから導入ということになりますけれども、導入した後、状況の変化などもあるかと思しますので、今後、総括校長を置いた効果とか、そういったものの検証を行ってまいりますので、それによっては、今後、見直しも含めて考えられるということで、「できる規定」にしております。

笠原委員           今のご説明と改正の趣旨を拝見すると、「教育課題に関する校長への指導・助言や経験の浅い校長の人材育成などの役割を担う」という。ある意味、今、神奈川県が、県立学校が抱えている課題へ適切に対応する。これから、経験がある校長たちが退職をされて、年齢が若くなっていくというところでの、校長職としての、ある意味、知見をきちんと伝えていく。適切に学校課題に対応するためのノウハウを伝えていくということを見ると、必ずしも置くものではなくて、その状況に応じてこれを置くことができるというところでは、理解をしています。ただ、これからの学校の組織としての在り方というのは、校長の権限というのはもちろん大事だし、校長のもつ役割というのは他の教職員とも違うわけですけれども、どういう組織にしていくか考えたときには、やはりもっと若いときからリーダーを育てていくという考え方をもって対応していくという方が、多分これまでの神奈川の考え方にも合っているのではないかと思いますので、是非、改正の趣旨等を踏まえながら、適切な運用をしていただくことを今後お願いしたいと思えます。

下城委員           他にいかがでしょうか。

佐藤委員           私も質問が三つあります。総括校長の職責は非常に重いものだと思います。先ほどの質疑応答の中にもあったのですが、総括校長の、先ほどおっしゃった資質、適性を備えた方というのはなかなか限られてくるかと思うのですけれども、指定する学校に置くということは、その資質を兼ね備えた先生は必ずその学校に置くということによろしいのでしょうかというのが一つ。それと、適性と資質を兼ね備えた先生の数と指定した学校の数が合わなくなったらどうするのかということと、それから三つ目が、そういう非常に職責の重い総括校長の待遇なのですが、給料表の級を新設するのか、あるいは手当を新設するのかということをお伺いしたいと思います。

教職員人事課長   まず、学校を指定して、そこに配置した校長が総括校長ということになりますけれども、学校の指定は固定ではなくて、逆に言うと、総括校長の資質にふさわしい人間を配置する学校を指定していくと。ですので、人事異動によっては、毎年指定する学校については付議させていただいて、学校が変わるということも想定しております。もう1点、待遇のお話ですが、今、級の新設あるいは手当ということでご質問がありましたけれども、今考えているのは、級の新設ではなく、管理職手当を職に見合

うよう、一定程度引き上げるということを考えております。

下城委員

他にいかがでしょうか。

では私から一言。教育課題への対応、それから若返りに向けての人材育成ですね。総括校長を置くことによって、自分の学校に限らず、機能的にその地域の指導ができるような。私はそういうイメージでいるのですけれども。具体的に1都9県教育委員会委員協議会などでも、働き方改革ということが言われていて、これは資質、能力のある校長を指定するということなのですが、仕事がやはり増えるのではないかと心配するのですね。どういう形で、例えばその地域で何か集まりを定期的に関くとか、あるいはそれをオンラインでやるとか、どういうふうに指導、助言をしていくというイメージをお考えなのか教えてください。それからもう一つは、そういう課題に対応してこれを新設するというのは分かるのですが、逆に言うと、なぜ今までなかったのかということですね。今のこのタイミングで置かれるということ、少し教えてください。

教職員人事課長

まず1点目の指導、助言のやり方のイメージですが、今、原則、県立高校改革の5地域と特別支援学校の6人ということで想定を考えておりますけれども、その地域の中で、やはり若手の校長の資質を向上するための研修の開催とか、そういったものを考えております。ただ、それもやり方としては、今下城委員からお話があったように、オンラインとか様々やり方はありますので、そこは、主宰する総括校長、また集まってくる校長、両者にとって負担にならないような形での開催を、制度化したときはお願いしていこうと考えております。また、総括校長、やはり自校の校長をやりながらこの新たな職務をやっていただくということで、職務内容が加わるということでの負担というのが考えられますので、例えばその学校に置く他の管理職、副校長だったり教頭だったり、そういったところにも、ある程度経験のある副校長、教頭を配置して校長を支えられるように、そういった体制を全体的に整えていきたいと考えております。

もう1点、今までなかったというところですが、初めてなった校長は経験がないといった中で、これまでは以前の自分の上司だった校長とか、そういった個人的なつながりの中で、何か困ったときに助言を求めたり相談したりということが行われていたということがありました。それが、ここにきてやはり、先ほどからお話があった世代交代の時期を迎えますので、きちんと組織的に全体の経営力向上を図っていこうということで、組織で対応していこうということで、今回総括校長の制度化をお願いしているものです。

下城委員

他によろしいでしょうか。

それでは質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長

それでは、ただいまの定教第26号議案につきまして、原案のとおり決することで異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。  
それでは引き続き、下城委員よろしく申し上げます。

下城委員 それでは次に、定教第 27 号議案に移ります。

**定教第 27 号議案 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則**

説明者 田村教職員企画課長

教職員企画課長 それでは、定教第 27 号議案についてご説明します。ファイル 02「定教第 27 号議案」をお開き願います。教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則です。提案理由にあるように、令和 4 年 6 月 21 日付け文部科学省事務次官通知で、教員免許更新制により期限切れ失効となった教員免許状の再授与について、申請書類の簡素化により円滑な再授与手続を行うよう求められたことに伴い、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

具体的にはページ 5/5 の「定教第 27 号議案関係」をご覧ください。「1 改正の理由」ですが、先ほど申しましたように、令和 4 年 6 月 21 日付け文部科学省事務次官通知で、教員免許更新制により期限切れ失効となった教員免許状の再授与について、申請書類の簡素化により円滑な再授与手続を行うよう求められたため、所要の改正を行うものです。

「2 改正の内容」は、更新制により期限切れ失効となった次の各号の免許状、神奈川県教育委員会又は神奈川県知事が授与したものに限りませんが、その再授与申請を行う場合に、期限切れ失効となった免許状の原本、期限切れ失効となった免許状が旧免許状の場合は修了確認期限に現職教員であることを証明する書類、本人確認書類、これらの提出があるときは、申請書類の一部を省略できるとするということです。なお、これから申し上げる「(1)」から「(3)」に示す省略できる書類は、文部科学省事務次官通知で例示された内容に沿ったものとなっております。「(1) 免許法別表第 1 (教諭)、別表第 2 (養護教諭)又は別表第 2 の 2 (栄養教諭)に基づき授与された免許状」については、学力に関する証明書、卒業・修了証明書、介護等体験に関する証明書、実務に関する証明書の提出を省略できるものとします。「(2) 免許法第 16 条第 1 項 (教員資格認定試験の合格)に基づき授与された免許状」については、教員資格認定試験の合格証明書の提出を省略できるものとします。「(3) 検定に基づき授与された免許状」については、実務に関する証明書又は技術に関する証明書の提出を省略で

きるものとしします。

「3 施行期日」は公布の日です。

「4 パブリックコメントの実施結果について」ですが、令和4年7月27日から8月25日まで「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づく意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、提出された意見はありませんでした。

なお、ページ3/5及び4/5に細則の新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご確認ください。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員            それでは、質問がありましたらお願いいたします。

                         教員免許更新制を終了するというので、一連の手続きを簡素化して済ませることができる、そういう改正ですよね。

教職員企画課長    教員免許更新制の廃止に伴って、これから生涯の免許状になるわけですが、その直前に更新期限を迎えられた方を、円滑に教員免許の再授与に導くという意味で、今回、手続きの簡略化が行われるというものです。

下城委員            パブリックコメントでも特に意見はなかったということですね。

教職員企画課長    はい、おっしゃるとおりです。

下城委員            質問よろしいでしょうか。

                         それでは、採決について教育長にお願いしたいと思います。

教育長              それでは、ただいまの定教第27号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員              異議なし。

教育長              それではご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。

                         では引き続き、下城委員よろしくお願いいたします。

下城委員            それでは次に進行の関係から、協議・報告事項の報告1に移りたいと思います。

## 報告 1

### 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

説明者            櫻山企画調整担当課長

企画調整担当課長 ファイル05の「報告1」をお開きください。「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」です。

「1 県立学校及び市町村立学校の対応について」前回以降の対応をご説明させていただきます。5/15 ページの「(12)」をお開きください。8月26日に、県対策本部会議において、「かながわBA.5対策強化宣言」を9月30日まで延長することとされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底及び自主療養届出制度の活用について、改めて県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会に対応を依頼しました。7/15 ページの「参考1」県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況、そして15/15 ページの「参考2」県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況については、8月31日現在の数字をお示ししておりますので、後ほどご覧ください。ご報告は以上です。

下城委員 それでは、質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

佐藤委員 社会教育施設の県民の利用の様子なのですが、今現在というか直近のデータで、新型コロナ前と比べてどのような利用者数の回復状況でしょうか。

生涯学習課長 現状、新型コロナ前に近くなるように増えてはきています。ただ、まだ完全に新型コロナ前までの数字に戻っている状況にはありません。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 小中学校で、9月になると修学旅行等が再開されてくると思うのですが、この間のことも含めて、学校も適切な対応をされていると思うのですが、現状として、混乱は特にないという理解でよろしいでしょうか。

子ども教育支援課長 はい。特に大きなことは挙がってきておりませんので、今までどおりやられているのだと承知しております。

下城委員 他にいかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員 新型コロナに関して、順調に少なくなっているかと思います。いろいろな形で患者さんが減ってきている、でも引き続き注意してやっていまいしょうという内容のこと、非常にそのとおりだと思います。というのは、新型コロナだけではない。これからインフルエンザがきっと流行り出します。この2年間、インフルエンザの流行がなかったのが、少し今回は我々の中では、新型コロナもそうだけどインフルエンザもやはり要注意だという形があるので、是非このスタイル、新型コロナだけどそういった形で気を付けるということと、これから起こってくるであろうインフルエンザに対

しても、同じ予防策で構わないので、是非そういった点で気を付けていただければありがたいと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 マスクの着用に関しては、かなりその個人的な判断も含め、あと熱中症との関係で適切に対応するということなのですが、伝えているような内容で、適切に小・中・高校等、対応されているという理解でよろしいでしょうか。当たり前のことを聞くようで恐縮なのですが。

保健体育課長 マスクのことについて文書を発出するたびに、いろいろとお声をいただくところですが、現在のところでは、そういった着用に関して、なかなか外せなくて困っているなど、そういったことも今は少なくなってきましたので、徐々に適切な場面で着用するという事は定着しているのかなというふうには考えております。

下城委員 他にいかがでしょうか。

それでは、私からも一言。前の委員会、7月だったか、これからBA.5が市中では20万人を超えるという爆発的な大きな波、第7波になっていくと見えつつあったときに、ちょうど学校は夏休みに入る。だから非常にそういう意味では、我々は幸運だよねという。もうすでに市中がそれだけ爆発的に大きくなっているのだから学校も1桁違ってくるというのは仕方がないけれど、ここで夏休みに入るのは非常に幸運ですよという話をしたことを覚えています。

今ここで出てきている数字は8月なので、おそらく夏休み期間中いっぱい。その後、学校が再開しているわけですね、8月末から始まっているので。ここでまた一つ、先ほど笠原委員のお話にあったように、修学旅行等があるところもありますから、ある意味引き締めてやっていかなければいけないのだろうと。大人たちの間では、行動制限なしの、規制を緩和する方向にどんどん進んでいく中で、子どもたちの中から、自分たちだけいつまでもこんなに厳しいのはいい加減緩めてほしいという不平不満の声もちらほら聞かれてはいましたけれども、県教育委員会としては、そこは教育だろうと。やはり必要なときはマスクもきちんとする、行動制限が必要なときは考えて自分たちもきちんと行動するという、そのメリハリというのが、新型コロナも3年目になって、随分よく分かってきたような気がします。それが一番よくできているのが学校なのではないか。例えば黙食ですね。給食のときはおしゃべりしないようにしましょうと。これが大人たちは、お酒を飲みに行って笑ってクラスターになってしまうわけですね。だからそういうメリハリがとてもよくできていると思いますので、緩める、緩めるという方向に大人の社会ではありますけれども、やはり学校はきちんと考えて、必要なときは必要なことはしようねということ、これからも継続していく。そういうスタンスを、県教育委員会としても持てればいかなというふうに、個人的な感想ですが思っています。

他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 新型コロナから離れてしまうと思うのですが、毎年、夏休み明けに、お子さんの不幸な出来事が増えるということがありましたけれども、本県では今年はいかがだったでしょうか。もし分かれば教えてください。

教育参事監 具体的な内容や件数等については差し控えさせていただきたいと思いますが、本当に子どもたちがそういった心理的な内面のいろいろな困難や環境的な困難を抱えている状況というのは、この夏休み明けに限らず、コロナ禍が長引く中、ずっとそういう状況が続いているというふうに認識しています。一方で例年、新型コロナ前から、やはり長期休業明けの時期というのは、子どもたちが不安定になる時期ということで、毎年度、通知等を発出しながら、学校と注意喚起をして、生徒たちにいろいろな呼びかけをしているところです。今年度も同様に、夏休みに入る前、明けた後、一人ひとりと面談をしながら様子を確認しましょうということで、学校で実施していただいているところです。

下城委員 他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、報告は以上ということにさせていただきます。

次に、日程第2の報第5号に移ります。

**報第5号 令和4年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県学校給食優良学校等表彰）について**

説明者 富澤保健体育課長

保健体育課長 それでは、ファイル04「報第5号」をお開きください。本表彰は、教育長に対する事務委任等に関する規則に基づき、教育長が事務を臨時に代理して、令和4年度は5校を被表彰校として決定しましたので、同規則に基づき報告させていただくものです。

4/6ページをご覧ください。本表彰の概要についてご説明させていただきます。まず「1 趣旨」ですが、学校給食実施上優れた成果をあげてきた学校及び共同調理場を学校給食優良学校等として表彰するものです。次に「3 表彰の対象」です。対象は、学校給食を実施している義務教育諸学校と共同調理場です。「4 表彰の基準」です。一つ目の○（丸）の表彰校数ですが、完全給食実施校1,248校のうち、おおむね100校に1校、共同調理場24場のうち、20場に1場の割合とするとしておりますので、令和4年度表彰校数は、安全給食実施校が12校、共同調理場は1場程度となっております。また、二つ目の○（丸）に記載のとおり、食育指導、栄養管理や衛生管理などについて、適切かつ創意工夫による取組が実施されるなど、県内の他の学校等の模範となるものであることを基準としております。続いて「5 被表彰校の一覧」と

「6 審査手続及び今後の予定」ですが、それぞれ、次の別紙1、別紙2のとおりですので、5/6 ページをお開きください。別紙1の表彰受賞校一覧です。過去10年の受賞校は記載のとおりです。次に6/6 ページをご覧ください。別紙2の審査手続についてです。一つ目の○(丸)の審査手続ですが、市町村教育委員会等から推薦された候補校について、事務局及び表彰審査会において審査を行い、この度、2校を「学校給食特別優良学校」、3校を「学校給食優良学校」として選出しました。

2/6 ページにお戻りください。特別優良学校の2校の主な取組をご説明します。概要欄をご覧ください。まず横浜市立黒須田小学校は、二つ目の○(丸)に記載のとおり、食育指導において、生活科や総合的な学習の時間と関連付けた児童発案の独自実施の実施や、児童が校内で栽培している食材を使った給食の提供があり、子どもが主体的に「食」について考えられるよう工夫しています。次に、川崎市立犬蔵中学校は、一つ目の○(丸)に記載のとおり、学校教育目標の実現に向け、食に関する指導計画及び目標を設定するとともに、各教科主任等で構成された食育研究推進委員会により、食育の視点を取り入れた教科横断的な指導体制がとられており、各教科や学校生活全体のなかで全職員が揃って食育に取り組んでいます。なお、この2校については、令和5年度の文部科学大臣表彰の候補校として国に推薦したいと考えております。

続いて、3/6 ページをお開きください。優良学校です。相模原市立新宿小学校は、一つ目の○(丸)に記載のとおり、学校給食目標を設定し、低学年・中学年・高学年の発達段階に合わせた給食指導を行うとともに、栄養教諭と担任による食に関する指導が行われています。次に、小田原市立曾我小学校は、一つ目の○(丸)に記載のとおり、発達段階に応じた指導目標を設定し、家庭科、社会科などの教科横断的な指導を栄養士、担任、司書が連携して取り組んでおり、三つ目の○(丸)に記載の「読書メシ」という、学校の読書週間に合わせて、図書室の本に記載されている料理の給食メニューを提供するといった取組を行う、こうした工夫ある取組を行っております。相模原中央支援学校は、一つ目の○(丸)に記載のとおり、学校教育目標に基づき、教諭、栄養教諭、作業療法士、言語聴覚士、養護教諭が連携し、食に対する興味関心を高め、社会生活に必要な知識、技術を身に付けられるよう指導を行っております。以上の特別優良学校及び優良学校の5校については、いずれも食育指導、衛生管理、栄養管理などの面から審査基準を満たしており、また、取組が顕著で他の模範となる学校であると認められることから、被表彰校としました。

なお、資料にはありませんが、今後、表彰式を開催する方向で検討しております。方法については、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況を踏まえ、対応してまいります。説明は以上です。

下城委員                      それでは、質問よろしく申し上げます。いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員                      それぞれ特別優良学校、優良学校の概要を拝見すると、横浜、川崎、相模原、特別支援学校のところには、栄養教諭による組織的な対応という形で、その栄養教諭の果たす役割が大きいというのは分かるのですが、小田原の曾我小学校の場合には栄養士

ということで、現状、栄養教諭の配置状況も含めて、そういった栄養教諭が配置されていると、やはり給食への取組というの、組織的にそして体系的になされて、こういう結果に結びついていくものなのか、その辺はいかがでしょうか。

保健体育課長 現在、我々も6校に1名の割合で栄養教諭を配置するというのをさせていただいております。国の基準としては、もう少し増やしていく方向ということは重々承知しております。我々も栄養教諭については、年に数名ですが、増やす方向で今努力をしております。確かに笠原委員おっしゃられますとおり、栄養教諭によるこういった給食の管理だけではなく、学習指導に向けての大きな取組ということは進めさせていただいているところです。今、6校に1人栄養教諭が配置されているところですが、栄養士の管轄になっている学校においても、そのネットワークを活用して、栄養教諭の方に相談を上げていただき、いわゆるそうした教科横断的な取組というもののご相談を受けたときは、各学校の栄養士にも返らせていただいているので、今の段階では、栄養教諭をネットワークの中で活用していただきながら、そういった力量を栄養士たちにもしっかりと伝えているということです。

笠原委員 結果的にというふうな状況なのだろうと思うのですが、やはり取組の差の背景にそういうものがあるとすると、やはりそれは児童・生徒にとっても、決してプラスになっていかないということもあるので、表彰されるということ、そして表彰される取組が大変参考になるということも分かるのですが、やはりどこの学校でもそういったことがきちんと充実できるような方向に持っていくことが一番大事なのかなと思いますので、よろしくお願いします。今は6校に1人ですね。

保健体育課長 はい。

下城委員 他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 川崎市は長く推薦がなかったと聞いたような気がするのですが、今年川崎市から推薦があったということなのだろうと思うのですが、この表彰を受けると現場で取り組んでいる方は大変励みになると思うので、引き続き、各市町村教育委員会などにも周知をしていただいて、子どもの中には、給食の栄養を必要としているという方もいるので、その辺のところもどうぞよろしくお願いいたします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

少し関連して私からも。今、佐藤委員もおっしゃった、川崎市は推薦が久しぶりなのですね。せっかく枠があるのだから、100校当たり1校というと、1,200余り学校があるということは12から13。それから、調理場も1場、これもまだ出ていないので。一生懸命やってくださっているのに、それを推薦する側がきちんと見られていないのか、それとも、取組がまだできていないのか、どちらかなのですが。あるいは、表彰基準で10年は間を空けるというのが、むしろ盛り上げるためにはもっと短くても

いいのかもしれません。先ほど少し言いましたが、子どもたち、コロナ禍で一番大人と違うところは、黙食をさせられているということがあるのですよね。普通に考えたら、黙って飯を食うということはこんなに美味しくない、味気ないことはありませんよね。せめて何かで盛り上げてあげて、おしゃべりはできないけれど、今食べているものはこんなものなのだよということを楽しみながら食べられるような、そういう給食の環境を作ってあげる、食育を支えてあげるというのは、子どもたちにとっても非常に大事なことではないかなと思うのです。なので、先ほどの「表彰式をやります」というのも、単に表彰状を1枚渡すというのではなくて、せっかくなのでイベントか何かできませんか。優良校の動画を作ってもらって、頑張っているところを重点的がいいので、とりあえずパイロット校になってもらって、こんなに楽しくやっている、こんなふうに行っていると、子どもたちも入れて広めるといような、何か少しそういう広報の工夫をしていただけたらいいのかなと思います。いかがでしょうか。

保健体育課長　ここで川崎市が挙がってきたということですが、いわゆる挙げてこられない理由というのは様々ありまして、例えば、配置された栄養士の経験が浅くて、なかなか十分な取組を行うことができない場合ですとか、そういったところも数年経てば力がついてきて、ネットワークを活用しながらの推薦ができるようになってきたかなと考えております。また、共同調理場なのですが、施設が老朽化しておりまして、少しその辺りでの衛生面の課題がなかなか克服できないところがあり、そういう意味では、共同調理場はなかなか今のところ難しいところもあるかもしれません。ただ、このコロナ禍の中で、下城委員がおっしゃられたとおりの、黙食に対するコロナ禍に対応したそういった工夫した取組というものも我々見させていただきまして、そういった中で、この3年目を迎えて、去年は我慢したけれどいよいよ推薦するといった形では増えてきました。去年は2校で今年は5校となりましたので、引き続き、市町村所管課長会議や、あるいは県教育事務所の指導課長会議などで、しっかりとこの機会を捉えて周知させていただきながら、さらにこういった取組が進むように、我々の表彰等も発信していきたいと考えております。

下城委員　他にいかがでしょうか。

吉田委員　下城委員のご意見はもつともですよね。本当に黙食を強いられて、それに対してどんな工夫をしたかという視点というのは非常に大事だと思います。

私は、こういうふうな文字だけではなくて、例えば「児童発案の独自献立の実施」、どんなご飯なのと皆思っていると思う。そうしたら、その写真を出すとか、そういったこともやっていただけないかな、と感じています。

下城委員　他にいかがでしょう。よろしいですか。それでは、報告は以上とさせていただきます。

次に、協議・報告事項の報告2に移りたいと思います。

## 報告 2

### 県指定天然記念物及び名勝について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長 ファイル 06「報告 2」をお開きください。本件は、かねてより教育委員会にて報告している県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更の件です。

「1 経緯」の二つ目の○（丸）に記載のとおり、事業者が許可条件に基づき、第 5 回目のモニタリング調査を実施し、令和 4 年 8 月 10 日に調査報告書が横須賀市教育委員会を通じて県教育委員会へ提出されたことから、今回、その結果等について報告するものです。

「2 第 5 回モニタリング調査」をご覧ください。調査内容ですが、「(1)」に記載のとおり、事業者は令和 4 年 6 月 23 日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、「①水質調査」から「④海藻分布・魚類調査」までの 4 項目について調査を行いました。続いて、調査結果について「(2)」をご覧ください。こちらは、調査結果報告書の概要をまとめたものです。まず、水・底質環境について、溶存酸素量、硫化物の 2 項目を除き、環境基準を満たしていました。消波堤内側に係る硫化物について、前回調査と同様に環境基準値を満たさなかったものの、これは春季に繁茂したワカメの堆積による底質中の有機物の増加等の季節変動の影響によるものと考えられるとのことです。二つ目の・（ポツ）、生物環境については、底生生物について、前回調査と比較し、個体数が増加していました。種類数は減少していたものの、2021 年 6 月調査時の種類数と同程度でした。また、海藻について、全海域でワカメ等が確認されるなど、海域環境としては悪化していないと判断されました。なお、3/3 ページの「資料 1」に、今回の調査で確認された海藻や魚類に関する写真を掲載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

それでは 1/3 ページにお戻りください。続いて「3」ですが、以上の調査結果について、専門的見地から助言を得ることを目的に、令和 4 年 8 月 16 日に、令和 4 年度第 2 回モニタリング調査報告検討委員会を開催し、協議を行った結果、次の「ア」

「イ」が確認されました。「ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。」「イ ただし、浚渫された消波堤内側の底質に係るデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。」以上の 2 点です。

続いて「4 今後の予定」ですが、現状変更の許可条件のとおり、引き続き、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、事業者は年間 4 回のモニタリング調査を、残り 2 年間継続して実施します。また、継続するモニタリング調査の結果、当該文化財の保存に相当程度の支障となると認められる場合、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請を行ってまいります。

最後に「5 その他」ですが、資料に記載のとおり、当該文化財の保存に係る情報の共有を図ることを目的に設置した区市等連絡会議について、令和4年7月12日に第4回会議を開催し、第4回モニタリング調査結果等の情報共有を行いました。また、今後も引き続きモニタリング調査の実施時期にあわせ、原則年間4回開催する予定です。

報告は以上です。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質問がないようでしたら、次に移りたいと思います。

日程第1の定教第28号議案に移りたいと思います。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、総務室長、管理担当課長を指定します。

(10時25分非公開の会議に入り、10時28分公開の会議に戻る)

教育長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和4年9月6日

会議録作成者 書記 中村 怜

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 定教第28号議案

- ・ 教育長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。